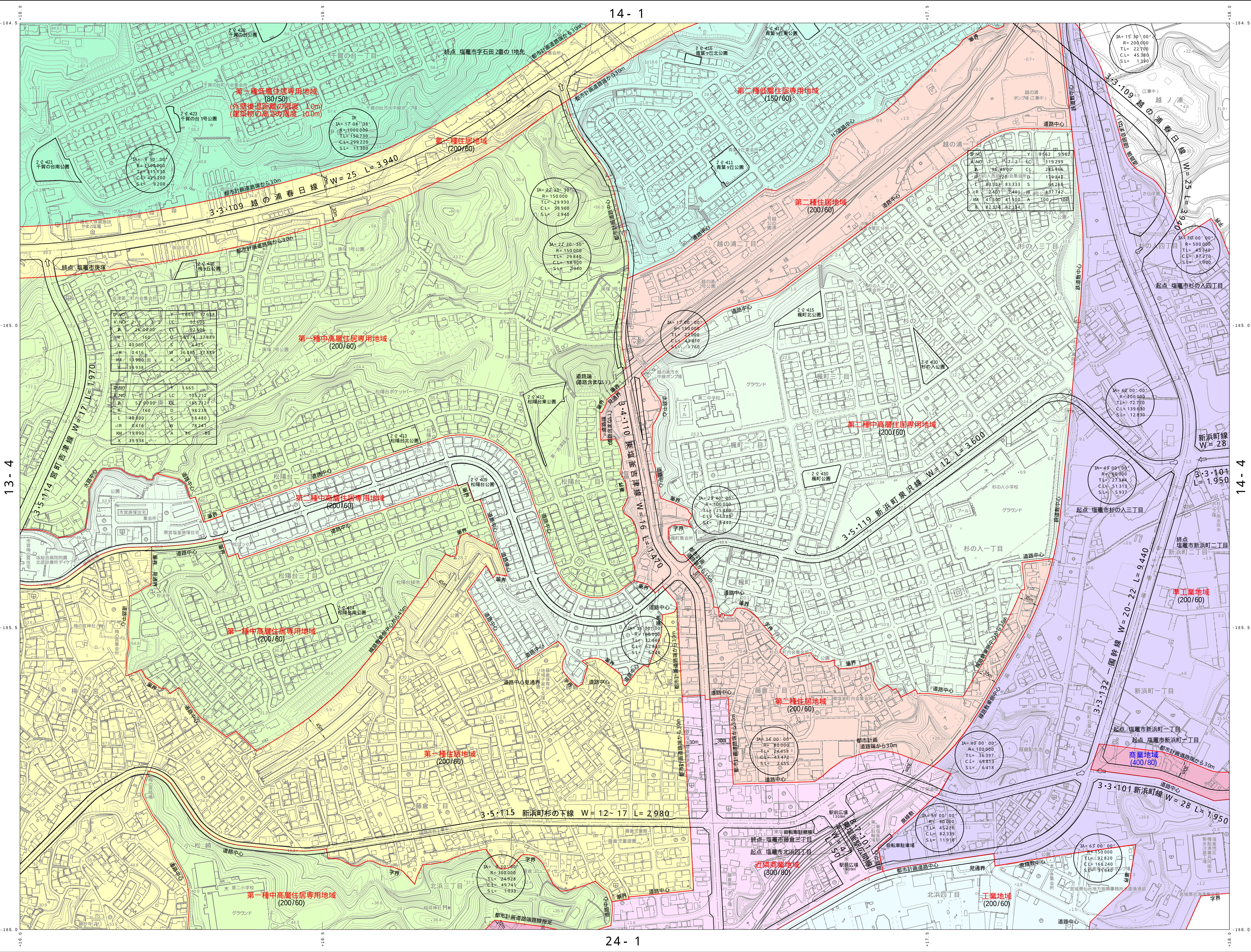




X-QE 14- 3

13- 2	14- 1	
13- 4		14- 4
23- 2	24- 1	24- 2

凡 例

- 第一種低層住居専用地域 (80/50)
(外壁後退距離の限度 1.0m)
(建築物の高さの限度10.0m)
- 第二種低層住居専用地域(150/60)
- 第一種中高層住居専用地域(200/60)
- 第二種中高層住居専用地域(200/60)
- 第一種住居地域 (200/60)
- 第二種住居地域(200/60)
- 近 隣 商 業 地 域 (300/80)
- 商 業 地 域 (400/80)
- 商 業 地 域 (500/80)
- 準 工 業 地 域 (200/60)
- 工 業 地 域 (200/60)

市街化調整区域内の建築形態規制値

容積率 (%)		200	
建ぺい率 (%)	13未満の用途の地区 の容積率制限	70	0.4
道路高さ制限	隣地高さ制限	1.5	1.25

【平成16年2月25日塩電市告示第12号】
【平成16年4月1日施行】

X-QE 14- 3